

令和8年度玉城町森林環境教育（森林イベント企画運営）業務仕様書

1 目的

当町は、三重県のほぼ中央に位置し、伊勢市、度会町、多気町、明和町に隣接している。

総面積は40.91km²でそのうち、森林面積は1,259haと森林率は31%と低く、そのほとんどが民有林であり人工林面積は1,134haと当町の森林面積の90%を占めている。森林率が低いゆえ、住民の森林への関心が低いと想定される。森林の良さ、木材の良さに気づかせることで、林業・森林環境への身近さを感じてもらうことを事業の目的とする。

本業務は、「みえ森と緑の県民税」を活用し、町の豊かな森林環境や自然について、次世代を担う子どもたちに楽しみながら学んでもらうことを目的とする。小中学生をはじめとした若い世代に影響力のある「人気生き物・自然系インフルエンサー」を招致した森林ツアーを実施し、さらにその様子を動画として配信し残していくことで、森林保全の重要性や自然の魅力に対する効果的な普及啓発を図る。

併せて、ツアーの発着地で町内・近隣の木工業者などによるマルシェを開催することにより、ツアー参加者以外にも広く森林の重要性や愛着を深める機会を創出する。

2 委託業務名

令和8年度 第25号 玉城町森林環境教育（森林イベント企画運営）業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

※実施時期：令和8年12月中旬（具体的な日時は受注者と協議のうえ決定する）

4 令和8年度森林イベント概要（予定）

① 森林ツアー概要

名称：〇〇と行く森林ツアー（仮）

日時：令和8年12月12日（土）予定 ※荒天延期（予備日：12月20日（日））

場所：アスパア玉城及び周辺森林（三重県度会郡玉城町原4266）

（受注者からの提案に基づき、ロケハンを経て協議・決定する）

対象：町内在住の小中学生及びその保護者 計50人想定 ※2部制を予定

主催：玉城町

内容：人気YouTuber〇〇とともに、森林及び生き物に関する企画を実施し、その内容を録画・編集しYouTubeにて配信する。

② 森林マルシェ概要

名称：たまきの「き」マルシェ（仮）

日時：令和8年12月12日（土）予定 ※荒天延期（予備日：12月20日（日））

場所：アスパア玉城芝生広場

対象：出展者数 10事業者程度、想定来場者数 約1,000名想定

主催：玉城町

内容：三重県内・町内で森林に関する製品や事業を行っている法人・個人が出店するマルシェを開催するための調整、準備などを行う。

5 委託業務の内容

① 森林ツアー関連

(1) 活動者の選定・日程調整

小中学生に人気があり、生き物や自然環境に関する豊富な知識を持つインフルエンサー1名以上を提案し、出演交渉・契約を行うこと。

スケジュールを調整し、令和8年12月中旬のイベント実施を確約すること。
※企画提案時点で、本件について内諾済みであること。

(2) 森林ツアーの企画立案・ロケハン

森林の役割や生き物の生態を楽しく学べるツアープログラムを企画すること。

事前にインフルエンサーまたは制作スタッフ等とともに実施場所のロケハン（現地調査）を行い、動線の確認や危険箇所の把握を行うこと。

(3) 参加者の募集・応募者のとりまとめ

募集チラシの原案作成および広報計画の立案を行うこと。

参加申込の受付窓口（Webフォーム等）を設置し、応募者のとりまとめを行うこと。

定員を上回った場合の抽選作業、および参加者への当落通知・事前案内の発送を行うこと。

参加者の個人情報を適切に管理すること。

(4) ツアー当日の運営・安全管理

当日の進行管理、参加者の誘導（駐車場含む）、インフルエンサーのサポート等を行うこと。

野外での活動となるため、看護師の配置や救護所の設置など、万全の安全管理体制を構築すること。また、荒天時や緊急時の対応マニュアルを作成すること。

(5) インフルエンサーへの動画作成依頼・配信

ツアーの様子を撮影し、インフルエンサーのチャンネル等で配信する動画の制作を依頼・管理し、Youtube等を使用した動画の投稿を確約すること。

動画内容は「みえ森と緑の県民税」の趣旨に沿い、森林保全の啓発に繋がる構成とすること。

動画の公開前に、発注者による内容確認のフローを設けること。

(6) 実績報告に係る書類作成

「みえ森と緑の県民税」の充当事業として必要な成果物（実施写真、アンケート結果の集計、経費の根拠となる書類等）を整備し、実績報告書を作成・提出すること。

② 森林マルシェ関連

(1) 企画立案・スケジュール調整

イベント全体の企画立案およびタイムスケジュールの作成を行うこと。

(2) 出店調整

出店者の募集、選定および調整を行い、区画の配置割、販売商品の重複調整を行うこと。

(3) 会場設営・撤去

会場内で使用するテント、机、椅子、電源等の手配・設置・撤去を行うこと。

(4) 広報・宣伝

①森林ツアー業務と併せて集客・広報宣伝業務（チラシ、ポスター、SNS等のデ

ザイン・発信)を実施すること。

(5) 運営管理

当日の運営管理(総合案内、誘導(駐車場含む)、安全管理、来場者アンケートの実施等)を実施すること。

(6) 実績報告

「みえ森と緑の県民税」の充当事業として必要な成果物(実施写真、アンケート結果の集計、経費の根拠となる書類等)を整備し、実績報告書を作成・提出すること。

6. 成果物

- (1) 業務計画書およびスケジュール表
- (2) 安全管理・緊急時対応マニュアル
- (3) 募集チラシ(データ)
- (4) 参加者アンケート集計結果
- (5) 配信動画(配信サイトURLおよびMP4等の動画データ)
- (6) 業務完了実績報告書(記録写真含む)

7. 成果物等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書1部及び業務で作成した電子データ等を提出すること。本契約に基づく成果物(配信動画を除く)の所有権は、玉城町への成果物の引渡し完了したときに、玉城町に移転するものとする。また、成果物(配信動画を除く)の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に玉城町に譲渡されるものとする。

- (1) 提出期限 令和9年3月上旬
- (2) 提出先 玉城町産業振興課

8. 配信動画の取り扱い

- (1) 本業務において作成した動画については令和9年2月末日までに当該チャンネル上に投稿すること。また投稿日が決定次第、発注者に情報共有を行うこと。
- (2) 本業務において作成された配信動画の所有権及び著作権は作成したインフルエンサー及びそのチャンネルに帰属するものとする。
- (3) 本業務において作成された配信動画の再生回数等に基づき発生する収入について、玉城町は一切の権利を放棄する。
- (4) 成果物として提出された配信動画のデータについて、動画を作成したインフルエンサーは、玉城町が公的に使用する範囲内においてその権利を主張しないこととする。

9. その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を発注者と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、発注者から求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は発注者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議の上、対処するものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に発注者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて発注者が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint・Word・Excel 形式など、発注者において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県度会郡玉城町を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された配信動画及びそれに付随する一切の資料（以下「成果品等」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受注者に留保されるものとする。ただし、受注者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、引き続き受注者に帰属するものとする。

イ 受注者は、発注者に対し、成果品等を日本国内における発注者の広報、観光振興、その他公的な目的（ホームページ、SNS、公式YouTubeチャンネル等での配信・公開を含む。）のために、無償で、期間の定めなく、非独占的に利用（複製、上映、公衆送信、翻案、改変等を行うことを含む。）することを許諾するものとする。

ウ 発注者は、前項の規定に基づく利用にあたり、必要と認められる範囲において、成果品等のサイズ変更、トリミング、色彩の調整、一部の改変等を行うことができるものとする。

エ 受注者は、発注者及び発注者が指定する者に対し、成果品等に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、発注者が成果品等を改変して公表する場合等において、著作者の名誉や声を著しく害する方法で行わないものとする。

オ 本条における成果品等の利用許諾、著作者人格権の不行使等にかかる一切の対価及び経費は、契約金額に含まれているものとする。

カ 受注者は、成果品等を自らのチャンネルやSNS等で公開・利用することができるものとする。ただし、公開の時期や方法について、発注者から事前に指定があった場合は、協議の上これを決定するものとする。

キ 発注者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、発注者が前項までの規定に基づき利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下、「知的財産

権」という。)を侵害するものであるとして発注者に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下、「紛争」という。)がなされ、発注者から受注者へ処理の要請があった場合、受注者は発注者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受注者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、発注者は当該第三者との紛争を受注者が処理するために必要な権限を受注者に委任するとともに、必要な協力を受注者に行うものとする。

ク 前項において成果品等の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、発注者・受注者協議の上、受注者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(a) 成果品等を侵害のないものに改変すること。

(b) 発注者が成果品等を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ケ 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) その他留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

イ 受注者が、業務の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けた場合の措置は玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第109号)第7条のとおりとする。

ウ 受注者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

エ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、すべて受注者の負担とし、紛争が生じた場合、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。